

診療報酬の適正水準の確保及び地域医療を守ることを求める意見書

平成30年度の診療報酬の改定に向け、本年4月20日の財政制度等審議会では、医療・介護制度改革の視点の一つとして、公定価格の適正化・包括化等を通じた効率的な医療・介護を挙げ、今後、診療報酬の適正化や薬価の見直し等について検討することとしています。

安心・安全の医療を国民に安定的に提供するためには、医療の質を損なわないよう、診療報酬の適正な水準を確保することが必要であり、必要な報酬が確保されてこそ、医療機関の経営が守られ、医療提供体制も整えられて、国民生活を支えることができるものであります。

また、公立病院への地方交付税算定基準を許可病床から稼働病床に切りかえたことによって、地方交付税による財政措置額が減少し、僻地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものになっております。とりわけ、北海道内の医療機関における病床削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に拍車をかけることにもつながりかねません。

よって、国におかれましては、地域医療を守り、国民医療の充実を図るため、下記の事項について措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 診療報酬の適正な水準を確保すること。
- 2 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・強化を図ること。
- 3 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月13日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）